質問第六六三号 水成二十一年七月九日提出

問主意書

外務省在外職員に対して支給されている在勤手当に係る同省の国民に対する説明等に関する質

出者 鈴木宗男

提

## 外務省在外職員に対して支給されている在勤手当に係る同省の国民に対する説明等に関する質

## 問主意書

七一 ŧ, ておらず、また同省において、 外務省において、 第六一五号)及び「政府答弁書二」(内閣衆質一七一第五六二号)を踏まえ、質問する。 それについて何らかの処分が下されることはないとのことである。右と「政府答弁書一」 在外職員が在勤手当を本来の趣旨にそぐわない形で使用することを禁じる内規は存在し 在外職員が実際に在勤手当を本来の趣旨にそぐわない形で使用したとして (内閣衆質一

いて、 期間において、 う事例はあるか、 よっていつ行われたのかと問うたところ、「政府答弁書二」では 省による確認作業(以下、 を全て明らかにされたいとの質問に対し、 外務省において、これまで同省職員が在勤手当をその趣旨にそぐわない形で使用し、 関係書類の確認により、平成二十一年六月十日以降に行われた。」との答弁 御指摘のような事例は確認されなかった。」との答弁がなされていることを受け、 あるのなら、 「確認」という。)は、どこの部署により、 過去十年間における件数並びに各事例の詳細な内容、下された処分の内容 過去の答弁書で 「外務省において確認した範囲では、 「御指摘の作業は、外務省大臣官房にお 誰の責任の下、どの様な方法に (以 下、 処分を受けたとい 「答弁一」と 御指 右の同 摘の

0 保管している文書の確認により行われた。」との答弁 誰 職員が在勤手当をその趣旨にそぐわない形で使用し、処分を受けたという事例はないかと問うたところ、 省大臣官房において、 0 の作業は、 との答弁がなされていることを受け、 たものである。」との答弁がなされている。また、過去十年に留まらず、これまで外務省において、 いう。)がなされている。 の責任 政府答弁書二」では かと問うたところ、 「答弁一」及び で下、 平成二十一年六月二十二日から同月二十四日までの期間に、 どの様な方法によっていつ行われたのかと問うたところ、 「答弁二」にある「文書」とは、それぞれどの様なものであるのか、文書の名称、 同省が保管している文書を確認したところ、 「外務省において確認した範囲では、 「政府答弁書一」では 右につき、 先の質問主意書で、 先の質問主意書で、 「平成二十一年六月十日から同月十二日までの 。 以下、 右答弁にある確認作業は、 本年六月十日からいつまで「確認」 御指摘のような事例は確認されなかった。」 「答弁二」という。)がなされている。 御指摘のような事例は確認されなかっ 外務省大臣官房において、 「政府答弁書一」では どこの部署により、 期間に、 が行われた 「御指摘 同省が 同省 外務 内 右

これまで累次に渡り、 外務省職員の一人であるスティルマン・清井美紀恵氏を例に挙げ、 その著書 一 女

保管期間等、

詳細に説明されたい。

る。 使われ方について、 関する法律に基づいて定められているという意味で、 上 独りよがりな見解ではないのかと問うたところ、 があることを指摘し、 資するべき、 たり、本俸以外年約八百七万円も支給されている在勤手当のあり方、 あるか、 ており、 二十六日内閣衆質一七一第五六二号)三についてでお答えしたとおり、 る勘違いした外務省職員がいるなど、 ひとり家四軒持つ中毒記』 適正であるか否かは別として、 多くの国民が納得できるものであるかという点である。 国民の理解は得られているものと認識している。 当方が問題視しているのは、 しかも国民の税金を原資として支給されるものを、 国民が納得し、 在勤手当について、国民の理解は得られていると同省が認識しているのは、 に見られる様に、 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に 理解していると同省が認識するのは、 在勤手当が本来の趣旨に沿って使われていない実情を示してい その金額や実際の使われ方が、真に社会通念に照らして妥当で 在勤手当という、 「政府答弁書一」では 在勤手当のあり方は適正であるという主張はでき 」との答弁がなされている。 我が国の国益のために行われる外交活動に 平成十七年度で言えば、 あたかも当然の権利であるか 並びに在外職員によるそれの実際の 在勤手当の額は、 「先の答弁書 どの様な根拠に基づいてのこと (平成二十一年六月 その 在外職員一人あ 適正に定められ 額 の様 が社会通念 同省の に捉え る例

右質問する。